様式第１号

青年等就農計画認定（変更）申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　片品村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名＜名称・代表者＞ 　　　　 （印）

 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日生（　　　歳）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜法人設立年月日　　　年　　月　　日設立＞

　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４第１項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定（変更）を申請します。

１　農業経営開始時における農業経営又は、農業従事の態様等に関する目標

|  |
| --- |
| 青　年　等　就　農　計　画 |
| 就 農 地 |  | 農業経営開始日 | 年　 月　 日 |
| 　　 就農形態 （該当する形態に　 レ印） |  □新たに農業経営を開始 □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 □親の農業経営を継承 　 □全体、□一部継承する経営での従事期間　　　　年　　か月  |
| 目標とする営農類型（記載上の留意事項の営 農類型の中から選択） |  |
| 　　将来の農業　　経営の構想 |  |
| （年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標） |
|  |  現状 |  目標（ 年） |
|  年間農業所得 |  　 千円 |  　　　　 千円 |
|  年間労働時間 |  時間 |  時間 |
| 農業経営の規模に関する目標 | 作目・部門名 | 現状 | 目標（ 年） |
| 作付面積飼養頭数 | 生産量 | 作付面積飼養頭数 | 生産量 |
|  　   |
|  経営面積合計 |    |   |   |   |
| 区分 | 地目 |  所在地(市町村名) | 現状 | 目標（ 年） |
| 所有地 |   |   |   |   |
| 借入地 |   |  |   |   |
| 特定作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | 目標（ 年） |
| 作業受託面積 | 生産量 | 作業受託面積 | 生産量 |
|   |   |    |   |    |   |
| 作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | 目標（ 年） |
|   |   |    |    |
| 単純計 |  |  |
| 換算後 |  |  |
| 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業 |  事業名 | 内容 | 現状 | 目標（ 年） |
|   |   |   |   |
| 生産方式に関する目標に関する目標 | 機械・施設名 | 型式、性能、規模等及びその台数 |
|  現状 |  目標（ 年） |
|  |  |  |
|  　経営管理に　　関する目標 |  |
|  農業従事の態様 等に関する目標 |  |
| 目標を達成するために必要な措置措置 | 　 事業内容（施設の設置・ 機械の購入等） | 　　 規模・構造等 |  実施時期 |  事業費 |  資金名等 |
|  |  |  年　　月 |  千円 |  |
| 農業経営の構成 | 氏　　名（法人経営にあっては役員の氏名） | 年齢 | 代表者との続柄（法人経営にあっては役職） | 現状 | 見通し |
| 担当業務 | 年間農業従事日数（日） | 担当業務 | 年間農業従事日数（日） |
|  |   | （代表者） |  |  |  |  |
|  |   |   |  |   |   |   |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 雇用者 | 常時雇（年間） | 実人数 | 現状 |  　　　 人 | 見通し |  人 |
| 臨時雇（年間） | 実人数 | 現状 | 　　　　 人 | 見通し | 　　　　 人 |
| 延べ人数 | 現状 | 　 人 | 見通し | 　　 人 |

２　１の目標を達成するために必要な農業の技術又は、経営方法を実地に習得するための研修

１）研修計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技術・知識の習得状況 |  研修先等の名称 |  所在地 |  　営農部門等 |
|  |  |  |
|  　研修等期間 |  　年　　　月　～　　　年　　　月 |
| 研修内容等 |  |

２）過去の研修等による技術・知識の習得状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （参考）技術・知識の習得状況 |  研修先等の名称 |  所在地 |  　専攻・営農部門 |
|  |   |   |
|  　研修等期間 |  年　　 月　～　　 年　 月 |
| 研修内容等 |  |
|  活用した 補助金等 |  |

 注：必要に応じて研修カリキュラム等を添付すること。

　 　 法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第４条第２項第１号及び第２号に掲げる者

　　　に限る。）ごとに作成すること。

○ 農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に

 限る。）が有する知識及び技能に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
|  |  　 経歴 |
| 　 職務内容 |  |
| 　 勤務機関名 |  |
| 　 在職期間 |   　 年 　月 ～ 　 年 　 月 |
| 　 上記の住所 |  |
| 　 退職年月日 |  |
| 　 資 格 等 |  |
|  農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容 |  |

 注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者に限る。）

　　　ごとに作成すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （参考）他市町村の認定状況 | 認定市町村名 | 認定年月日 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |

記載上の留意事項

１　法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。

２ 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。

３　氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

４　就農時の就農地等

 ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。

　イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。

　ウ　「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。

　　　なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。

 　（ア）「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。

 　（イ）「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。

 （ウ）「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。

　エ　「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（○○）として、その他の営農類型名を○○に記載する。

　オ　「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね５年後）の農業経営の概要を記載する。

 カ　なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は１年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね５年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。

５　「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

　ア　「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稲にあっては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

　　　この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。

　イ　この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの（1）及び（2）の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。

　ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

　エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、（1）農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、（2）農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、（3）農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

６　「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

７　「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。

８　「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

９　「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。

10 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが５年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが５年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

　ア 「氏名（法人経営にあっては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあっては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。

　イ 「代表者との続柄（法人経営にあっては役職）」欄に、代表者にあってはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

　ウ 年間農業従事日数は、１日８時間として計算し、毎日１時間ずつ働いた場合には、８日で１日と換算する。

11　「農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。

12　２の１の目標を達成するために必要な農業の技術又は、経営方法を実地に習得するための研修の１）「研修計画」、２）「過去の研修等による技術・知識の習得状況」には、次の事項に関して記載する。

　ア　農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。

　イ　先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。

　ウ　上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

（記載上の留意事項の４のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

１　単一経営（農産物販売金額１位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80％以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）

　　水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

２　複合経営（農産物販売金額１位の部門が水稲であって、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80％に満たない場合）の営農類型（例（２位の部門が麦類の場合）：水稲＋麦類）

　　水稲＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

３　１及び２に該当しない場合は、その他（○○）として記載する。（例１：その他（きのこ菌床栽培）、例２（農産物販売金額１位の部門が施設野菜、２位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類）

様式第２号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

片品村長　　　　　　　　印

青年等就農計画認定（却下）通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった青年等就農計画認定申請書について、片品村青年等就農計画認定要領第３の規定により次のとおり決定（却下）したので通知します。

　１　決定の内容

　２　理由

様式第３号

青年等就農計画認定書

　　　　　　　　 様

　あなたから　　年　　月　　日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４第１項（第14条の５第１項）の規定により、適当であると認定します。

片品村長　　　　印

認定番号 ：　　　　　　　　号

認定日 ：　　年　　月　　日

認定の有効期間 ：　　年　　月　　日まで

（記載注意）

１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して５－１のように記載する。

２　当初認定の場合にあっては、本文の「（第14条の５第１項）」は削除する。

 変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。

様式第４号

　 　年　　月　　日

農業経営開始届出書（認定新規就農者用）

 　　片品村長　様

 　 住所

 　 氏名 　　 印

 　 次のとおり農業経営を開始したので届出します。

 　 記

　　　１　農業経営開始日

 年　　月　　日

 ２　　青年等就農計画認定書の記載内容

 （１）認　定　番　号 ：　　　　　　　　　　号

　　　（２）認　　定　　日 ：　　　　年　　月　　日

　　　（３）認定の有効期間 ：　　　　年　　月　　日まで

 ３　農業経営を開始した時期を証明する書類

　　　　　（添付書類名）

様式第５号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

片品村長　　　　　　　　印

青年等就農計画取消し手続き開始通知書

　　　　年　　月　　日付け第○○号で認定された青年等就農計画について、片品村青年等就農計画認定要領第５の規定に基づき、取消し手続きを開始しますので通知します。

記

　１　理由

　注．理由には、認定要件に対してどのように抵触するのか、又は、青年等就農計画に従い必要となるどういった措置を講じていないのかを具体的に記入する。

様式第６号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

片品村長　　　　　　　　印

青年等就農計画取消しの聴聞通知書

　行政手続法第13条の規定に基づき、次のとおり聴聞を行うこととしましたので、行政手続法第15条第１項の規定により通知します。

　なお、あなたまたは参加人は、聴聞期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」といいます。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に変えて、主催者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

　また、あなたが聴聞が終結するときまでの間、青年等就農計画取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を請求することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 取消しの内容 | 青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法第14条４）の取消し（所在地： ） |
| 予定される取消しの根拠となる条項 | 農業経営基盤強化促進法第14条の５の２、片品村青年等就農計画認定事業実施要領第５ |
| 青年等就農計画取消しの原因となる事実 |  |
| 聴聞の期日 |  年　　 月　　 日 　　　時　　分から |
| 聴聞の場所 | 片品村役場　　 　（所在地：　　　　　　　　） |
| 聴聞に関する事務を所掌する組織 | 名称 | 片品村役場　農林建設課　農政係（電話：　　　　　　　　　　　　　） |
| 所在地 |  |
| 聴聞の主催者 | 片品村役場　　　　連絡先（片品村役場　電話：　　　　　　　　） |

　(備考）１　病気等その他やむを得ない理由があるときは期日の変更を申し出ることができます。また、正当な理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結します。

２　代理人に聴聞に関する一切の行為をナス権限を委任することができます。(委任することを明示した書類が必要です。）

３　聴聞期日に出頭する場合には、この通知書及び印象を持参してください。様式第７号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

片品村長　　　　　　　　印

青年等就農計画取消し通知書

　　　　年　　月　　日付け第○○号で認定された青年等就農計画について、片品村青年等就農計画認定要領第５の規定により、下記のとおり取消したので通知します。

　なお、本取消措置について、行政不服審査法による異議申立てはできませんが、行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することはできます。

記

１　理由

２　取消し期日

様式第８号

個人情報の取扱いについて

|  |
| --- |
|  　以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。 |

|  |
| --- |
| 　片品村青年等就農計画認定事業に係る個人情報の取扱いについて　片品村は、青年等就農計画認定事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び「片品村個人情報保護条例」に基づき、適正に管理し、本事業実施のために利用します。　また、片品村は本事業による認定対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、県等への報告で利用するほか、本事業実施のために、提出される申請書類等の記載事項を必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。 |
|  | 関係機関（注） | 片品村農業委員会、利根沼田農業協同組合、群馬県（※　その他追加する機関があれば明確にすること） |
|  |

|  |
| --- |
| 　個人情報の取扱いの確認 |
|  「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　 （法人・組織名） 　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |